



富田林 0721-24-8764  
堺 072-289-7656

## 新型コロナウイルスワクチンと

## 企業の対応



**Q ワクチン接種は義務なの？**

**A** 国民には、伝染病の蔓延予防のためワクチン接種を受ける**努力義務**があります。しかし、体調不良や持病等により接種が不適当な人や、副反応の心配もあり、**最終的には『個人の判断』**で接種を決めることになっていきます。



**Q 従業員に接種を命じられるか？**

**A** あくまで個人の意思に基づいて接種するものですので、無理に接種させることはできません。会社としては、ワクチンに関する情報提供をしっかりと行い、接種を推奨することは可能ですが、最終判断は社員に任せるしかありません。また、接種してない人への差別、職場などでの不利益な取り扱いは禁じられています。

**Q ワクチンで発熱したら労災か？**

**A** 労働者の自由意思に基づくものであり、業務として行うものとは認められないため通常は労災の対象とはなりません。

ただし、医療従事者や高齢者施設等の従事者については、発症や重症化リスクの軽減が医療福祉体制の確保のために必要であることから、労働者の業務遂行のために必要な行為として**労災の対象**となります。（この場合も接種においては、労働者の自由意思に基づいて行う必要があります）

**Q ワクチン接種日は欠勤？有給？**

**A** 従業員が通常の有給休暇を求めている場合は、もちろん有給処理でよいでしょう。一方、申し出が無い場合には欠勤（無給）となるのが一般的ですが、会社がワクチン接種を奨励している場合などは、勤務免除などの扱いをすることも考えられます。（続き）

## ～雇用調整助成金～

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金の措置内容が変わります。

4月末までは、日額上限：15,000円、助成率：中小企業で最大10/10となっていました。5月～7月末までは、**原則日額上限：13,500円、助成率：最大9/10**となります。

また、緊急事態宣言対象区域や、まん延防止措置を実施すべき区域は、7月末まで「特例」が適用されます。特例は日額上限：15,000円 助成率：最大10/10となります。

| 4月末までの措置                   | 5月～7月の措置                      |
|----------------------------|-------------------------------|
| 日額上限 15,000円<br>最大助成率 100% | 【原則】日額上限13,500円<br>最大助成率 90%  |
|                            | 【特例】日額上限15,000円<br>最大助成率 100% |

- 特例の措置の対象となるのは
  - ◇最近3ヶ月の売上高等が前年又は前々年同期と比べて30%以上減少している。
  - ◇緊急事態宣言対象区域またはまん延防止等重点措置を実施すべき区域で休業、時短営業等をしている飲食店など。

※8月以降の運用については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、措置を段階的に縮減する予定。

接種を希望する社員が、ためらうことなく受けることができるよう、接種時間の確保や、特別休暇を設けるなど、会社の方針を決めておく必要があります。

**Q ワクチン接種後に社員が発熱したら？**

**A** すでに実例として、ワクチン接種後に通常業務を行って得ない様な体調不良を起こしたケースも報告されています。

同時に何人もが体調不良で欠勤するなどして事業活動に影響が出ないよう、日程調整に協力してもらおう等の対策をとっておきましょう。

※今年に入ってから行政手続の押印廃止が一気に進み、個人的にはあまりに性急な流れに戸惑うところもあります。

※例えば、社会保険資格の得喪手続に関しては会社の印も、提出代行をする社労士の印も不要となつています。建設業許可申請にいたっては、許可申請書への押印廃止はもちろん、行政書士への委任状にも押印が不要になりました。



※確かに「何でもかんでも押印」の姿勢には首を傾げたくなることもありましたが、「こうなると、誰が何の権限で、申請書類を作成し手続を行ったのか確かめようもありません。近い将来、ほとんどの行政手続は電子申請になると言われています。だとすれば、現在は滅びゆく紙申請の身の上で起こった珍現象ということかも知れず、数年先に振り返ったときにはどう評価されるのでしょうか。

(正垣)

